
ASBJにおける審議の状況 (企業結合)

第16回基準諮問会議
平成24年11月8日

検討の経緯(1)

- 平成18年12月
企業結合に関するコンバージェンス作業を開始。
- 平成20年12月
短期コンバージェンス・プロジェクトとして、ステップ1(持分プーリング法の廃止等)を完了。
- 平成21年7月
ステップ2について、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表。
- 平成21年10月
論点整理に対するコメントを踏まえた、公開草案に向けた審議を開始。

検討の経緯(2)

- 平成22年10月
「単体財務諸表に関する検討会議」(以下「単体検討会議」という。)において、のれんの償却に関する単体財務諸表における取扱いの議論が開始される。
- 平成23年4月
単体検討会議より報告書を受領。
- 平成24年1月
ASBJ委員会において、企業結合(ステップ2)の議論を再開。
のれんについては、当面、償却を維持する方向。
- 平成24年3月以後
のれんの非償却以外の論点に関する審議を実施中。

のれんの非償却以外の論点

- のれんの非償却以外の論点については、以下のとおり論点を切り分け
 - ✓ 公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの
 - ✓ 継続検討課題とするもの(ステップ2の公開草案の対象としない)

公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの(1)

➤ 少数株主持分の取扱い

(論点1)

少数株主との取引について連結財務諸表上は資本取引として扱うべきかどうか。

(現行の取扱い)

少数株主との取引は損益取引。

(検討の方向性)

- ✓ 少数株主持分を資本の範囲に含め、下記のような少数株主との取引について連結財務諸表上は資本取引として取扱う。
 - 子会社株式を追加取得した場合。
 - 子会社株式を一部売却した場合(支配関係が継続している場合に限る)。
 - 子会社の時価発行増資に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額に差額が生じた場合。
- ✓ なお、従来通り、親会社株主に帰属する資本のみを株主資本として表示する。

公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの(2)

➤ 少数株主持分の取扱い(続き)

(論点2)

連結損益計算書において、少数株主損益を当期純利益に含めるべきかどうか。

(現行の取扱い)

少数株主損益を控除して当期純利益を計算。

(検討の方向性)

- ✓ 少数株主持分を資本の範囲に含めることに伴い、少数株主損益を当期純利益に含める。したがって、現行の「少数株主損益調整前当期純利益」が「当期純利益」となる。
- ✓ 「親会社株主に帰属する当期純利益」(現行の「当期純利益」)は区分表示する。
- ✓ 1株当たり当期純利益については親会社株主に帰属する当期純利益を基礎として計算する。

◆ 上記の他、以下の呼称を変更する。

- 「少数株主持分」→「非支配株主持分」
- 「少数株主損益」→「非支配株主に帰属する当期純利益」

公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの(3)

➤ 取得関連費用の取扱い

(論点) 取得関連費用を企業結合の取得原価に算入すべきか、発生時に費用処理すべきか。

(現行の取扱い) 対価性のある取得に直接要した費用は取得原価に算入。

(検討の方向性)

✓ 連結財務諸表上、取得関連費用は全て発生時に費用処理する。

✓ 個別財務諸表上、子会社株式の取得原価は金融商品会計基準に従って算定する。

➤ 暫定的な会計処理の取扱い

(論点) 暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、その影響をどのように処理するか。

(現行の取扱い) 確定した期の損益として計上。

(検討の方向性) 企業結合年度の財務諸表にその影響を反映させる。

継続検討課題とするもの(1)

- **子会社に対する支配の喪失の会計処理**
 - ✓ 連結財務諸表上、子会社株式の売却等により被投資会社の子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、投資をいったん全て売却し、残存する持分を再取得する処理とすべきか(現状では、実際の売却分のみ売却処理)。
 - 企業結合ステップ1では、連結財務諸表上、支配を獲得した時点で、それまでの投資をいったん全て売却処理し、再取得したとみなす処理を採用している。

- **ASBJ委員会における審議の状況:**
 - ✓ 本論点についてさらに検討を行っていく場合、下記事項の考慮が必要であることから、企業結合に係る調査を今後行うこととし、今回の公開草案には含めないこととした。
 - 本論点は他の会計基準を含む体系にも影響する横断的な論点である。
 - 段階取得の検討経緯を踏まえると、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきという意見が聞かれる。

継続検討課題とするもの(2)

- ◆ 全部のれん方式を採用すべきか等、論点整理で取り上げられていたその他の項目については、以下の状況であるため、現時点では継続検討課題とする(企業結合(ステップ2)の公開草案の対象には含めない)方向性としている。
 - ✓ 現状では改正することにより財務報告の改善を図ることとなるか否かについて意見が分かれている。
 - ✓ 改正の必要性や適時性は乏しいという意見が聞かれている。